

岩手県告示第179号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに河川法施行令（昭和40年政令第14号）第10条の2第2号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深（以下「洪水浸水想定区域等」という。）を定めた。

なお、洪水浸水想定区域等を示す図面は、岩手県県土整備部河川課、盛岡広域振興局土木部、盛岡広域振興局土木部岩手土木センター、県南広域振興局土木部、県南広域振興局土木部遠野土木センター、県南広域振興局土木部千厩土木センター、沿岸広域振興局土木部、沿岸広域振興局土木部宮古土木センター、沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター、県北広域振興局土木部及び県北広域振興局土木部二戸土木センターに備えておいて縦覧に供する。

令和5年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 水系名 北上川
- （2） 河川名 北上川、早瀬川、雫石川、砂鉄川、松川、衣川、曾慶川
- 2（1） 水系名 馬淵川
- （2） 河川名 馬淵川、安比川
- 3（1） 水系名 気仙川
- （2） 河川名 気仙川、矢作川
- 4（1） 水系名 盛川
- （2） 河川名 盛川
- 5（1） 水系名 甲子川
- （2） 河川名 甲子川
- 6（1） 水系名 津軽石川
- （2） 河川名 津軽石川
- 7（1） 水系名 閉伊川
- （2） 河川名 閉伊川
- 8（1） 水系名 小本川
- （2） 河川名 小本川
- 9（1） 水系名 久慈川
- （2） 河川名 久慈川、夏井川、長内川
- 10（1） 水系名 鵜住居川
- （2） 河川名 鵜住居川
- 11（1） 水系名 小鍬川
- （2） 河川名 小鍬川
- 12（1） 水系名 大槌川
- （2） 河川名 大槌川
- 13（1） 水系名 普代川
- （2） 河川名 普代川